

マイナ保険証の利用に係るマイナンバーの届出における留意事項について

標記について、当組合にマイナンバーを届け出る際は、以下の各事項にご留意いただきますようお願ひいたします。

①マイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所（以下「マイナンバー等」という。）が正確に記入された資格取得届（被扶養者についての事項を届け出る場合は被扶養者等申告書。以下「資格取得届等」という。）を当組合が受領し、データ登録が完了するまでは、マイナ保険証（マイナンバーカードによる受診）を利用できません。資格取得の事実等発生日から5日以内に各矯正管区支部で受理されるよう、速やかに資格取得届等を提出してください。

※新規加入の方については、マイナ保険証の利用が可能になり次第、「資格情報のお知らせ」及び「データ登録完了のお知らせ」を交付します。

②資格取得届等にマイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届等を当組合の各矯正管区支部が受理してから、原則、5日以内にデータ登録が完了し、マイナ保険証を利用することが可能になります。

③データ登録にはマイナンバー等が必要になるところ、資格取得届等に記載されたマイナンバー等に誤りがある場合等は、記載内容の修正等に相当の期間が必要になるため、修正等が終了し、データ登録が完了するまでは、マイナ保険証を利用できません。

④マイナ保険証の円滑な利用のため、資格変更後に初めてマイナ保険証を利用する場合等においては、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として、資格変更後の情報が登録されていることを確認するようお願いします。

※マイナポータルは、行政手続のオンライン窓口であるところ、利用方法等については、デジタル庁のホームページ等をご確認ください。

組合員におかれましては、ご家族（被扶養者）の方にも、必ず、上記内容を共有していただくようお願いします。